

# 伯耆町地域防災計画

平成25年3月25日策定

令和3年3月改定版

伯耆町防災会議



## 〔目 次〕

風水害等対策編	1
第1章 総則	3
第1節 計画作成の目的	3
第2節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第3節 伯耆町の概況と災害の記録	10
第4節 防災ビジョン	15
第2章 災害予防計画	17
第1節 水害予防計画	17
第2節 風害予防計画	22
第3節 雪害予防計画	22
第4節 土砂災害防止計画	25
第5節 孤立予想集落対策	27
第6節 農業災害予防計画	28
第7節 防災体制の整備計画	29
第8節 消防計画	33
第9節 建造物災害予防計画	36
第10節 文化財災害予防計画	37
第11節 指定緊急避難場所・指定避難所等整備計画	39
第12節 物資・資機材等整備計画	42
第13節 医療（助産）救護体制の整備計画	43
第14節 防災通信体制整備計画	44
第15節 広域防災拠点の整備計画	46
第16節 緊急輸送計画	46
第17節 広域応援体制整備計画	48
第18節 防災訓練計画	49
第19節 避難対策の強化	53
第20節 要配慮者（避難）対策の強化	58
第21節 自主防災組織の整備計画	61
第22節 防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承計画	63
第23節 ボランティア受入計画	65
第24節 鉄道災害予防計画	67
第25節 危険物等災害予防計画	68
第26節 住民の防災活動及び防災教育	69
第27節 帰宅困難者対策の強化	73
第28節 捜索、遺体処理及び埋葬体制の整備	74
第29節 交通施設の災害予防	74
第30節 交通規制体制等の整備	75

第31節	緊急通行体制の整備	76
第32節	ヘリコプター活用体制の整備	76
第33節	物資の備蓄及び調達体制の整備	77
第34節	トイレ確保体制の整備	79
第35節	障害物の除去体制の整備	80
第36節	民間との防災協力体制の整備	80
第37節	災害時の事業継続体制の取組みの促進	81
第38節	被災者支援体制の整備	82
第39節	ため池・樋門の管理体制の強化	82
第40節	ペット同行避難対策の強化	83
第41節	避難に係る感染症対策の強化	84
第3章	災害応急対策計画	86
第1節	組織計画	87
第2節	配備及び動員計画	97
第3節	情報収集伝達計画	101
第4節	通信計画	119
第5節	災害広報・広聴計画	121
第6節	事前措置計画	123
第7節	避難計画	126
第8節	救出計画	140
第9節	広域応援計画	142
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	144
第11節	消防防災ヘリコプター活用計画	151
第12節	労働力供給計画	153
第13節	水防計画	156
第14節	資機材の調達・受援計画	159
第15節	災害救助法の適用計画	160
第16節	食料供給計画	163
第17節	衣料生活必需物資供給計画	165
第18節	給水計画	169
第19節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	172
第20節	医療（助産）救護計画	175
第21節	防疫計画	178
第22節	清掃及び死亡獣畜処理計画	180
第23節	トイレ対策計画	183
第24節	遺体の搜索、遺体の処理及び埋葬計画	185
第25節	障害物の除去計画	190
第26節	輸送計画	191
第27節	文教対策計画	195
第28節	民間団体、ボランティアの活用計画	198

第29節	要配慮者対策の強化	201
第30節	義援金・義援物資の受入・配分計画	202
第31節	交通施設災害応急対策計画	204
第32節	ライフライン施設応急対策計画	208
第33節	損害補償	213
第34節	激甚災害の適用	214
第35節	消防活動	216
第36節	災害警備の実施	217
第37節	孤立発生時の応急対策計画	219
第38節	入浴支援	220
第39節	動物の管理	221
第40節	被害認定及び罹災証明の発行	222
第41節	農林業災害応急対策	223
第42節	生活再建対策	224
第43節	ため池・樋門の応急対策	230
第4章	災害復旧・復興計画	232
第1節	公共施設災害復旧計画	232
第2節	災害復興計画	233
<b>震災対策編</b>		<b>236</b>
第1章	総則	238
第1節	計画作成の目的	238
第2節	町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	241
第3節	伯耆町の地勢と既往の地震災害	244
第4節	被害想定	249
第5節	防災ビジョン	255
第6節	計画的な地震防災対策の推進	256
第2章	災害予防計画	257
第1節	地盤災害防止計画	257
第2節	地震水害予防計画	257
第3節	市街地等防災化計画	257
第4節	建造物災害予防計画	258
第5節	公共施設等の予防計画	261
第6節	消防計画	264
第7節	危険物等災害予防計画	265
第8節	避難所等整備計画	267
第9節	防災体制の整備計画	267
第10節	物資・資機材等整備計画	267
第11節	医療（助産）救護体制の整備計画	267
第12節	文教対策計画	267
第13節	防災通信体制整備計画	268

第14節	広域防災拠点の整備計画	269
第15節	緊急輸送計画	269
第16節	広域応援体制整備計画	269
第17節	防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承計画	269
第18節	住民の防災活動及び防災教育	269
第19節	自主防災組織の整備計画	269
第20節	地震防災訓練計画	269
第21節	ボランティア受入計画	270
第22節	要配慮者対策（避難）対策の強化	270
第23節	地震災害に関する調査研究	271
第24節	南海トラフ地震の対応	271
第25節	帰宅困難者対策の強化	271
第26節	捜索、遺体処理及び埋葬体制の整備	271
第27節	交通施設の災害予防	272
第28節	交通規制体制等の整備	272
第29節	緊急通行体制の整備	272
第30節	ヘリコプター活用体制の整備	272
第31節	物資の備蓄及び調達体制の整備	272
第32節	トイレ確保体制の整備	272
第33節	障害物の除去体制の整備	272
第34節	民間との防災協力体制の整備	272
第35節	災害時の事業継続体制の取組みの促進	272
第36節	被災者支援体制の整備	272
第3章	災害応急対策計画	273
第1節	組織計画	273
第2節	配備及び動員計画	276
第3節	情報収集伝達計画	279
第4節	通信計画	281
第5節	災害広報・広聴計画	281
第6節	避難計画	282
第7節	救出計画	283
第8節	広域応援計画	283
第9節	自衛隊災害派遣要請計画	283
第10節	消防防災ヘリコプター活用計画	283
第11節	労働力供給計画	283
第12節	水防計画	283
第13節	資機材の調達・受援計画	283
第14節	災害救助法の適用計画	283
第15節	食料及び生活必需物資供給計画	283
第16節	給水計画	284

第17節	入浴施設計画	284
第18節	住宅対策計画	284
第19節	医療（助産）救護計画	290
第20節	防疫計画	290
第21節	清掃及び死亡獣畜処理計画	290
第22節	トイレ対策計画	290
第23節	遺体の捜索、遺体の処理及び埋葬計画	290
第24節	障害物の除去計画	290
第25節	輸送計画	290
第26節	文教対策計画	290
第27節	民間団体、ボランティアの活用計画	290
第28節	要配慮者対策の強化	291
第29節	義援金・義援物資等の受入・配分計画	291
第30節	交通施設災害応急対策計画	291
第31節	ライフライン施設応急対策計画	291
第32節	損害補償	291
第33節	激甚災害の適用	291
第34節	消防活動	291
第35節	災害警備の実施	291
第36節	孤立発生時の応急対策計画	291
第37節	動物の管理	291
第38節	被害認定及び罹災証明の発行	291
第39節	農林業災害応急対策	292
第40節	生活再建対策計画	292
第4章	災害復旧・復興計画	293
第1節	公共施設災害復旧計画	293
第2節	災害復興計画	293
<b>大規模事故対策編</b>		<b>296</b>
第1章	災害予防計画	298
第1節	大規模事故予防体制の整備	298
第2節	大規模道路災害の予防	299
第3節	大規模鉄道災害の予防	299
第4節	危険物等災害の予防	301
第5節	放射性物質及び原子力災害予防対策	302
第2章	災害応急対策計画	305
第1節	大規模事故応急対策	305
第2節	大規模道路災害応急対策	307
第3節	大規模鉄道災害応急対策	309
第4節	危険物等災害応急対策	312
第5節	放射性物質及び原子力災害応急対策	316

資 料 編 .....	321
〔防災関係機関等〕 .....	323
○防災関係機関連絡先一覧 .....	323
○伯耆町防災会議委員一覧 .....	326
○伯耆町排水設備指定業者一覧 .....	327
○伯耆町水道事業給水指定業者一覧 .....	329
○建設業者一覧 .....	331
○病院一覧 .....	331
〔防災施設・資機材等〕 .....	333
○指定緊急避難場所一覧 .....	333
○指定避難所一覧 .....	336
○避難路一覧 .....	337
○防疫用資機材保有状況 .....	339
○連携備蓄現況一覧 .....	339
○応急給水用資機材保有状況 .....	340
○伯耆町備蓄計画 .....	341
○避難所における非常用電源及び照明整備計画 .....	342
〔土砂災害危険箇所〕 .....	343
○地すべり危険箇所 .....	343
○山腹崩壊危険地区（民有林） .....	343
○崩壊土砂流出危険地区一覧 .....	344
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧 .....	345
○土石流危険溪流一覧 .....	348
○土砂災害警戒区域指定箇所一覧 .....	350
○雪崩危険箇所一覧 .....	354
〔消防・水防〕 .....	355
○町消防団の現状 .....	355
○自衛消防団一覧 .....	355
○消防団保有車両等一覧 .....	356
○消防水利の現況 .....	356
○危険物施設の現況 .....	356
○重要水防箇所一覧 .....	357
○町内重要排水樋門一覧 .....	358
○町内防災重点ため池 .....	359
○水防用資機材備蓄状況 .....	360
〔通信関係〕 .....	361
○伯耆町防災行政無線一覧 .....	361
○災害時優先電話指定状況一覧 .....	362
〔輸送・交通等〕 .....	363
○建設機械等保有状況 .....	363



○町有車両一覧	363
○ヘリコプター離着陸可能場所一覧	365
○緊急通行車両の標章	366
○緊急通行車両確認証明書	367
〔条 例 等〕	368
○伯耆町災害対策本部条例	370
○鳥取県災害救助法施行細則（別表）	371
〔協 定〕	379
○災害時の相互応援に関する協定書	379
○災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書	382
○災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	388
○災害時における被災車両の撤去等に関する協定	390
○鳥取県西部広域消防協定書	392
○災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書	405
○災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	407
○行方不明者の捜索における消防団相互派遣協定書	410
○災害等発生時における水の供給及び施設の使用に関する細目協定	412
○豪雪時における除雪作業等に関する基本協定書	414
○災害時における応急対策業務等に関する基本協定書	417
○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書	419
○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書	422
○災害時における生活関連物資の調達に関する協定書	429
○災害時における避難所等としての使用に関する協定	436
○災害時における被災車両の撤去等に関する協定	438
○災害時における情報交換に関する協定書	442
○災害等発生時における飛行場外離発着場利用に関する協定書	443
○特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書	445
○災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援に関する協定書	448
○大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	450
○緊急用L P ガスの調達に関する協定書	453
○災害等発生時相互協力に関する協定	457
○災害時における物資供給に関する協定書に関する協定書	460
○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	463
○緊急事態における隊友会の協力に関する協定	466
○大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	468
○伯耆町と日本郵便株式会社伯耆町内郵便局との包括的連携に関する協定書	472
○被害報告様式	477
○避難所設置及び収容状況	483
○被災者救出状況記録簿	483
○部隊等の災害派遣要請申請書	484

○部隊等の撤収要請申請書 .....	484
○部隊等に関する報告書 .....	485
○応急対策要員の従事状況 .....	486
○飲料水の供給簿 .....	486
○応急仮設住宅台帳 .....	487
○住宅応急修理記録簿 .....	487
○救護班活動状況 .....	488
○病院診療所医療実施状況 .....	488
○助産台帳 .....	488
○埋葬台帳 .....	489
○遺体処理台帳 .....	489
○障害物の除去計画 .....	490
○輸送記録簿 .....	490
○学用品の給与状況 .....	491

# 風水害等対策編



# 第1章 総則

## 第1節 計画作成の目的

### 1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産の安全と保護を図るため、伯耆町における災害の防止及び被害の軽減並びに災害復旧のための諸施策に関する基本的事項を総合的に定め、もって防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

### 2 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき伯耆町防災会議が作成する「伯耆町地域防災計画」の「風水害等対策編」である。

伯耆町地域防災計画は、本編のほか「震災対策編」、「大規模事故対策編」、「資料編」からなる。

### 3 計画の基本方針

この計画は、町をはじめとする防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な災害対策の整備並びに推進を図るものであり、計画の樹立及び推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 町、県、防災関係機関及び住民それぞれの役割と連携
- (3) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (4) 災害対策事業の推進
- (5) 関係法令の遵守

### 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

### 5 その他の法令に基づく計画との関係

この計画は、災害対策基本法第42条第1項に規定のとおり、防災業務計画又は鳥取県地域防災計画に抵触するものであってはならない。なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画」は、本計画の指針の一つである。

### 6 計画の周知徹底

町及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

#### (1) 防災教育及び訓練の実施

町及び防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

#### (2) 防災広報の徹底

町及び防災関係機関は、地域住民の防災に対する知識の普及・意識啓発のため、あらゆる機会

をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

## 7 住民の責務

町民が「自助」「共助」の考え方にに基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施する。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成23年鳥取県条例第43号）により、防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、町民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとされており、町民もその役割を果たすことが求められている。

- 自助(自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。以下同じ。)、共助(住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。)及び公助(市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。)の取組を総合的に推進すること。
- 災害時支え愛活動(災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。以下同じ。)については、本県の地域の特性を生かしたものとして積極的に取り組むこと。
- 高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した取組を推進すること。
- 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

### (1) 住民の責務

災害対策基本法により、町民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、町民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食料等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待する。

#### ア 日頃の備え

(ア) 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

- a 本町の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。
- b 気象注意報や気象警報等の発令時に適切な行動が取れるよう、発令内容の意味を理解する。

(イ) 家族でする防災

- a 家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具固定等の転倒防止対策やブロック塀等の転倒防止対策安全対策

もしておく。)

- b 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。)
- c 避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
- d 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
- e 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。(体験利用等を通じて、定期的に確認する。)
- f 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
- g 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておく。なお、万が一、災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。
- h 備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。(特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。)

#### (ウ) 地域でする防災

- a 自主防災組織を結成し、及び参加する。
- b 消防団に参加する。
- c 防災訓練や研修会に参加する。
- d 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
- e 町と連携して地域の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

#### イ 災害が起こりそうなとき

##### (ア) 家族でする防災

- a 町、県やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報を入手できるようにしておく。
- b 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- c 危険な場所に近づかない。
- d 危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等による避難、又は自ら自主的に避難する。
- e 定められた場所に安全に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。)
- f 避難は、なるべく自家用車は使わず原則徒歩で行う。

##### (イ) 地域でする防災

- a 情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。(特に避難行動要支援者に配慮する。)
- b 異常があれば、すぐに関係機関に通報する。

#### ウ 災害が起こったとき

- (ア) 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。(ただし、自分の身を守ることを最優先する。)
- (イ) 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。(被災建築物の応急危

険度判定。)

(ウ) 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

エ 住民及び事業者による地区の防災活動の推進

(ア) 住民及び事業者

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(イ) 町

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第2節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

伯耆町、県、警察本部、消防局、自衛隊等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて鳥取県の地域に係る防災に寄与するものとする。

災害対策基本法第40条第2項に規定する各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

### 1 町

- (1) 町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- (4) 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備
- (6) 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査
- (7) 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置
- (8) 被災者の救難、救助その他の保護
- (9) 被災者の医療、助産の実施
- (10) 避難の勧告又は指示
- (11) 災害時の文教対策
- (12) 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- (13) 施設及び設備の応急復旧
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 災害復旧の実施
- (16) 町内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整



## 2 消防（西部広域行政管理組合消防局、米子消防署伯耆出張所）

- (1) 消防に関する組織の整備
- (2) 消防に関する訓練及び防災思想の普及
- (3) 消防に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- (4) 消防に関する施設の整備
- (5) 消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置
- (6) 被災者の救難、救助その他の保護
- (7) 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

## 3 県・警察本部

- (1) 鳥取県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- (6) 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
- (7) 水防その他の応急措置
- (8) 被災者の救助及び救護措置
- (9) 災害時の文教対策
- (10) 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- (11) 施設及び設備の応急復旧
- (12) 交通規制及び災害警備
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整

## 4 指定地方行政機関

- (1) 中国四国農政局
  - ア 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護
  - イ 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導
  - ウ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
  - エ 営農資材及び生鮮食料品等の供給指導、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策
  - オ 農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業
  - カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資
  - キ 災害時における主要食料の供給対策
- (2) 中国地方整備局
  - ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
  - イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
  - ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言
  - エ 災害に関する情報の収集及び伝達

- オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
- カ 災害時における交通確保
- キ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣

(3) 大阪管区气象台（鳥取地方气象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(4) 第八管区海上保安本部（美保航空基地）

- ア 情報の伝達・周知
- イ 治安の維持

(5) 陸上自衛隊（第8普通科連隊）

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 災害派遣計画の作成
- ウ 防災に関する訓練の実施
- エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
- オ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

**5 指定公共機関**

(1) 日本郵便株式会社（鳥取支店）

- ア 災害時における郵便業務
- イ 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資

(2) 日本赤十字社（鳥取県支部）

- ア 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施
- イ 災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整
- ウ 義援金品の募集及び配分
- エ 血液搬送
- オ 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡
- カ 救援物資の配布
- キ 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整

(3) 日本放送協会（NHK鳥取放送局）

- ア 気象予警報、災害情報等の報道
- イ 災害時における災害状況の収集及び報道

(4) 西日本高速道路株式会社（中国支社）

災害時の高速自動車国道における輸送路の確保

(5) 西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本米子支社）

- ア 鉄道施設の災害予防
- イ 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送

ウ 鉄道施設の応急対策及び災害復旧

(6) 西日本電信電話株式会社（N T T西日本鳥取支店）、株式会社N T Tドコモ中国支社（鳥取支店）

ア 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等

イ 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧

(7) 中国電力ネットワーク株式会社（米子ネットワークセンター）

ア 電力施設の災害予防

イ 災害時における電力の供給対策

ウ 電力施設の応急対策及び災害復旧

## 6 指定地方公共機関

(1) 日ノ丸自動車株式会社（米子支店）

災害時における自動車による人員の緊急輸送

(2) 株式会社新日本海新聞社、株式会社山陰中央新報社

ア 災害時における災害状況の収集及び報道

イ 災害時における住民への情報の周知

(3) 日本海テレビジョン放送株式会社、株式会社山陰放送、山陰中央テレビジョン放送株式会社、株式会社エフエム山陰、株式会社中海テレビ放送

ア 気象予警報、災害情報等の報道

イ 災害時における災害状況の収集及び報道

(4) 一般社団法人鳥取県トラック協会

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送

(5) 公益社団法人鳥取県医師会

災害時における医療救護の実施

(6) 一般社団法人鳥取県L Pガス協会

L Pガス施設の災害予防及び災害時におけるL Pガスの供給対策

## 7 公共的団体

(1) 商工会（伯耆町商工会）

ア 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

イ 災害時における物価安定についての協力

ウ 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん

(2) 農業協同組合（J A鳥取西部町内各支所）

ア 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力

イ 農林産物の災害応急対策に対する指導

ウ 被災農家に対する資金の融通又はそのあっせん

エ 農林生産資材等の確保、あっせん

(3) 公益社団法人鳥取県西部医師会

災害時における医療救護の実施

(4) 社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ 行政及び福祉関係機関との連携

## 第3節 伯耆町の概況と災害の記録

### 1 自然的条件

#### (1) 位置及び地勢

本町は鳥取県の西部にあり、県庁所在地の鳥取市から約100km、県西部の中心都市である米子市から約8kmの距離にあり、大山隠岐国立公園の中心である大山の西麓に位置している。町の東側は大山町及び江府町、西側は南部町、南側は日野町、北側は米子市及び大山町にそれぞれ接し、面積は139.44km<sup>2</sup>である。

町内を県下三大河川の一つである日野川が南北に流れ、その流域に平坦部を形成している。東部から北東部にかけては、大山山麓の形成する樹水高原から水無原に連なる高原地帯となだらかな丘陵地が広がり、南東部は溪谷状をなしており、南部から南西部にかけては中国山地の連山に囲まれた山間地を形成している。

#### (2) 位置及び地勢

本町の気象は、日本海型に属する。さらに、小気候区の立場から分類すると平野部は山陰型気候区で、山間部は中国山地気候区になる。気象現象では、梅雨期、台風期のほか冬期も降水量が多くなるという特徴がある。年平均気温は平野部で12～14度、山間部で10～12度である。また、年間降水量は平野部で1,800mm、山間部では2,000mmを超える。年最深積雪は平野部で40～50cm、山間部で80～100cm、大山周辺の標高の高いところは150cmを超える。

### 2 社会的条件

#### (1) 人口・世帯

国勢調査によると、本町の人口は、平成27年10月1日現在、合計11,118人で、減少傾向が続いている。

また、年齢階層別の構成は、15歳未満の年少人口割合が11.5%、15～64歳の生産年齢人口割合が53.2%、65歳以上の老年人口割合が36.3%である。なお、老年人口割合は、県平均(29.7%)、全国平均(26.6%)を大きく上回り、高齢化の進展がうかがえる。

世帯数は、平成27年10月1日現在、3,604世帯となっており、1世帯あたりの人員は2.96人と核家族化が進んでいる。(資料：国勢調査)

#### (2) 道路・交通

道路は、日野川に沿って国道181号が走っているほか、主要地方道名和岸本線、淀江岸本線、日野溝口線、倉吉江府溝口線、岸本江府線等が相互に連絡し、主要な幹線道路となっている。これらに町道のほか、中国自動車道に直結する中国横断自動車道米子岡山線が通過しており、溝口インターチェンジ及び大山高原スマートインターチェンジがある。

公共交通は、民間バス会社によるバス路線や、大阪、京都などの主要都市を結ぶ高速バス路線があるほか、町内すべての集落を通る町営デマンドバスを運行している。

また、米子市と岡山市を結ぶJR伯備線が町内を南北に通っており、岸本駅と伯耆溝口駅がある。

#### (3) 産業

本町の15歳以上就業人口は、平成27年国勢調査によると合計5,825人、産業別の構成は、第一次産業16.3%、第二次産業19.9%、第三次産業62.1%と第三次産業が最も高い割合となっている。

本町の岸本地域の主要な産業は農業であるが、経営規模が零細であるうえ、隣接する米子市へ